



島根県報

平成28年12月27日（火）

号外 第 194 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第751号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	八重垣神社八雲線	松江市佐草町235番地先から同町409番4地先まで	前	A	メートル 7.60～17.50	63.50	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 歩道設置
				B	3.50～12.50	61.40	
			後	A	7.70～17.50	63.50	
				B	3.50～12.50	61.40	
〃	十六島直江停車場線	出雲市斐川町直江4908番1地先から同4911番1地先まで	前	7.21～9.49	46.07	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	8.06～14.94	46.07		
〃	木次直江停車場線	出雲市斐川町直江4908番1地先から同4911番1地先まで	前	7.21～9.49	46.07	道路改良工事 拡幅	
			後	8.06～14.94	46.07		
〃	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本1779番1地先から同1783番6地先まで	前	4.50～4.80	47.30	県央県土整備事務所 仮設道設置 拡幅	
			後	4.50～16.00	47.30		
〃	湯里停車場祖式線	大田市祖式町字下ノエゴ2760番2地先から同町字泉ヶ鼻2773番1地先まで	前	3.17～11.22	157.81	県央県土整備事務所大田事業所 災害防除工事 拡幅	
			後	14.56～31.80	157.81		

〃	吉賀匹見線	鹿足郡吉賀町七日市902番2地先から同907番3地先まで	前	21.80～ 26.00	4.60	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	減幅
			後	19.00～ 26.00	4.60		

島根県告示第752号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社八雲線	松江市佐草町235番地先から同町409番4地先まで	メートル 63.50	平成28年 12月27日	松江県土整備事務所	
〃	印賀奥出雲線	仁多郡奥出雲町竹崎1869番3地先から同467番4地先まで	193.40	平成28年 12月27日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	吉田奥出雲線	仁多郡奥出雲町河内730番6地先から同893番4地先まで	54.80	平成28年 12月27日		
〃	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本1779番1地先から同1783番6地先まで	47.30	平成29年 1月10日	県央県土整備事務所	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原78番2地先から同48番6地先まで	67.28	平成28年 12月27日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	